

足利市海外留学奨学生募集要項

奨学金は、入学予定者または在学者本人が貸与を受け、本人が将来返還していくものです。応募に当たっては、保護者や担任の先生等と十分相談の上、奨学金を活用しましょう。

1 応募資格

- (1) 保護者が市内に1年以上居住している方
- (2) 学位取得を目的として、次のいずれかの学校に入学しようとする方
 - ・海外の大学（日本校等は除く）
 - ・海外の短期大学（日本校等は除く）※語学学校への留学は対象になりません
- (3) 学力優秀、品行方正で勉学に熱意のある方
- (4) 経済的な理由により、修学が困難な方
- (5) 市内に居住している返済能力（※1）のある連帯保証人を2名（うち1名は保護者）たてられる方
 - ※1・・・返済能力とは、独立の生計を営み、奨学金の返還について責任を負うことができること。
- (6) 他の奨学金との併用について
足利市以外の機関・団体（日本学生支援機構・栃木県育英会等）の奨学金との併用はできません。
ただし、交通遺児奨学金等の返還義務のない奨学金は併用できます。
（返還義務が生じる可能性がある返還免除型奨学金は併用できません。）
- (7) 本人、保護者、連帯保証人について、外国籍である場合は、永住権のある方

2 募集人員

若干名（予算の範囲内）

3 奨学金貸与期間および貸与月額

◎貸与期間 正規の最短修業年限

◎貸与月額 3万円か5万円のいずれかをお選びください

（1年度分を一括して貸与を受けることもできます）

*貸与月額は、5万円を希望された場合でも、希望どおりの額で採用できないこともあります。その場合は3万円での採用となりますので、予めご了承ください。また、一度選択した貸与額は、減額（5万円→3万円）することはできますが、増額（3万円→5万円）することはできません。

4 提出書類

- (1) 奨学金貸与申込書（※学生本人が記入すること）
- (2) 私の抱負（指定様式・400字程度。※学生本人が記入すること）
- (3) 出身学校長または在籍学校長発行の「推薦書」（指定様式・未開封）
- (4) 高等学校生または高等学校卒業生においては、出身高等学校長または在籍高等学校長発行の「調査書」（学校作成様式・未開封）
大学生等または大学等卒業生においては、出身大学等または在籍大学等発行の「学業成績証明書」（学校作成様式・未開封）
- (5) 保護者の所得証明書（奨学金専用の様式のもの・有料）
- (6) 保護者の同意書（連帯保証人としての返済能力を確認する一環として、市税等の納入状況を調べるため）
- (7) 入学しようとする学校の募集案内等で、国内の大学・短期大学と同様の正規の課程であることがわかる資料の写しと、その日本語訳したもの

※高等学校卒業程度認定試験合格者については、(3)「推薦書」、(4)「調査書」に代わり、同試験の合格証明書を提出してください

◎所得証明書申請用紙は教育総務課指定のものをご使用ください。

◎所得証明書発行場所：市民課、行政サービスセンター

◎単身赴任等の理由で、保護者のいずれかが令和5年1月1日現在で足利市外に住民登録があった場合は、令和4年中の収入がわかる書類を添付してください。（例 所得証明、源泉徴収票の写し等）

◎本人、保護者、連帯保証人が外国籍の方は、在留カードの写しを提出してください。

5 申込期限

入学月の前々月の末日までに、提出書類を添えてお申し込みください

（例）9月入学予定の場合 → 7月31日までの平日に申込

6 書類提出方法

申込者本人が上記提出書類を足利市教育委員会事務局 教育総務課庶務担当（市教育庁舎3階）へ提出してください。

本人がお越しになれない場合はお問合せください。

7 選考・採否決定の時期と通知方法

- (1) 足利市奨学生選考委員会において、選考、決定します
- (2) 採否の結果は選考委員会後に本人に通知します。採用決定者には手続きの書類をあわせて送付します。

8 採用決定者の提出書類

- (1) 奨学金借用証書兼誓約書
- (2) 連帯保証人2名の印鑑登録証明書
- (3) 在学証明書

足利市ホームページからも募集要項、申込書等のダウンロードができます。

◎申込前に必ずお読みください！

《採用後の奨学生の心得》

1 書類提出

- (1) 毎年度終了後、学業成績証明書・在学証明書の提出を指定期間までに提出すること
(連絡なく提出がない場合、奨学金の貸与を停止することもあります)
- (2) 卒業時に卒業届等の必要書類を提出すること
- (3) 本人または連帯保証人の住所変更等があった場合には、直ちに異動届により届出をすること

2 奨学金の返還（無利子）

奨学金は皆さんの返還金からまかなわれています。奨学生本人が責任を持って返還してください。返還が滞った場合は、連帯保証人に対し、返還を請求します。

- (1) 返還期間 大学生等…卒業後1年間据え置き後、貸与総額を15,000円で割った月数内

【大学生等の返還例】5万円を4年間（48か月）借りた場合
 $50,000円 \times 48 \text{ か月} = 2,400,000円 \dots\dots$ 貸与総額
 $2,400,000円 \div 15,000円 = 160 \text{ か月} \dots\dots$ 返還期間（月数）
160か月（13年4か月）以内で返還

- (2) 返還方法 口座振替

3 奨学金の停・廃止

奨学生が次に該当する場合には、奨学金の貸与を停止または廃止します。

- (1) 傷病などのため、卒業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または素行が著しく不良なとき
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (4) 休学・転学が適当でないとき
- (5) 本人及び保護者が足利市以外に転出したとき
- (6) その他規則に反し、または奨学生として適当でないとき

お問い合わせ
足利市教育委員会事務局 教育総務課庶務担当
電話:0284-20-2216（教育総務課直通）